

## 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある携帯用電子機器を定める告示（平成15年国土交通省告示第1346号）変更概要

## ◎常時作動させてはならない電子機器（下線部：追加した箇所）

次に掲げる物件であって、作動時に電波を発射する状態にあるもの

- 一 携帯電話
- 二 PHS
- 三 トランシーバー
- 四 無線操縦玩具
- 五 ヘッドホン（無線式のものに限る。）
- 六 イヤホン（無線式のものに限る。）
- 七 マイク（無線式のものに限る。）
- 八 ICタグ（電池式のものに限る。）
- 九 パーソナルコンピュータ（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。）
- 十 携帯情報端末（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。）
- 十一 パーソナルコンピュータ周辺機器（無線式のものに限る。）
- 十二 電子ゲーム機（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。）

## ◎離着陸時のみ作動させてはならない電子機器（下線部：追加した箇所）

- 一 作動時に電波を発射する状態にあるパーソナルコンピュータ（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。）
- 二 作動時に電波を発射する状態にある携帯情報端末（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。）
- 三 作動時に電波を発射する状態にある電子ゲーム機（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。）
- 四 前項物件の欄各号に掲げる物件であって、作動時に電波を発射しない状態にあるもの
- 五 テレビ受像機
- 六 ラジオ
- 七 ポケットベル
- 八 GPS受信機
- 九 ビデオカメラ
- 十 ビデオプレーヤー
- 十一 DVDプレーヤー
- 十二 デジタルカメラ
- 十三 デジタルオーディオ機器
- 十四 ヘッドホン（無線式以外のものであって電池式のものに限る。）
- 十五 イヤホン（無線式以外のものであって電池式のものに限る。）
- 十六 ワードプロセッサ
- 十七 電子手帳
- 十八 電子辞書
- 十九 プリンター
- 二十 パーソナルコンピュータ周辺機器（無線式以外のものであって電池式のものに限る。）
- 二十一 充電器
- 二十二 玩具（電池式であって音声に感応するものに限る。）

※削除される電子機器 カセットプレーヤー、電卓、電気カミソリ